

契約保証金規定について

【大分市】

○大分市契約事務規則（抜粋）

第 1 章 総則

（契約保証金）

第 6 条 契約担当者は、契約者から契約金額（インターネット市有財産売払い入札にあつては、予定価格）の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。この場合において、入札保証金を納めているときは、入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充当することができる。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、第 1 号及び第 2 号に掲げる担保にあつては額面金額、第 3 号及び第 4 号（契約保証金の減免）に掲げる担保にあつては時価の 10 分の 8 の額又は額面金額の 10 分の 8 の額のいずれか低い方の額とする。

（1）国債又は地方債

（2）銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

（3）政府保証のある債券

（4）市長が確実と認める社債

（5）銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

（6）公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

（契約保証金の減免）

第 7 条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

（1）官公署と契約を締結するとき。

（2）第23条及び第37条の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（3）法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供された

とき。

- (4) 物品又は公有財産を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、当該契約の目的若しくは性質からみて契約保証金を納めさせることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき、又は契約金額が80万円以内(工事又は製造の請負については130万円以内)のとき。
- (6) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (7) 契約者から委託を受けた保険会社又は銀行その他市長が確実と認める金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (8) 委託契約を締結するとき。

【杵築市】

○杵築市契約事務規則（抜粋）

第1章 総則

（契約保証金）

第6条 契約担当者は、契約者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、第22条第1項に規定する入札保証金を納めている場合は、入札保証金を契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって替えることができる。この場合において当該担保の価格は、第1号及び第2号にあっては額面金額、第3号及び第4号にあっては時価の10分の8として算定する。

(1) 国債又は地方債

(2) 銀行が振出し、又は支払保証した小切手

(3) 政府保証のある債券

(4) 市長が确实と認める社債

(5) 銀行又は市長が确实と認める金融機関の保証

(6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

3 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 官公署等と契約を締結するとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(4) 第21条及び第37条の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2か年の間に国（公社、公団を含む。以下同じ）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5) 法令に基づき延納が認められる場合において、确实な担保が提供されたとき。

- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される
とき。
 - (7) 物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納される
とき。
 - (8) 随意契約を締結する場合において、第 40 条第 1 項各号に掲げる契約の
種類に応じ、当該各号に定める額を超えないとき。
 - (9) 委託契約を締結するとき。
- 4 契約保証金は、契約を履行したとき又は契約者の責めに帰すべき理由によ
らないで契約を解除したときは、返還するものとする。

【豊後高田市】

○豊後高田市契約規則

第1章 総則

(契約保証金)

第6条 契約担当者は、契約者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を納さめさせなければならない。この場合において、入札保証金を納めているときは、入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充当することができる。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、当該担保の価額は、第1号及び第2号に掲げる担保にあっては額面金額、第3号及び第4号に掲げる担保にあっては時価の10分の8又は額面金額の10分の8の額のいずれか低い方の額とする。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 政府保証のある債券
- (4) 市長が確実と認める社債
- (5) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証参加市町村の契約保証金に関する事項を列挙する。

(契約保証金の減免)

第7条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 官公署と契約を締結する場合
- (2) 第22条及び第37条の規定により、市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実なる担保が提供されたとき。
- (4) 物品又は公有財産を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、当該契約の目的若しくは性質からみて契約保証金を納めさせることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき、又は契約金額が80万円以内(工事又は製造の請負にあっては130万円以内)のとき。
- (6) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
- (7) 契約者から委託を受けた保険会社又は銀行その他市長が確実と認める金融機関と工事履行保証契約を締結した場合
- (8) 委託契約を締結する場合